



平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件  
原告 片倉一美 ほか32名  
被告 国

### 証拠説明書(3)

令和元年9月30日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

#### 被告指定代理人

高	洲	昌	弘	(
川	端	裕	子	(
佐	木		亮	(
荒	木	佑	馬	(
渡	邊	千	夏	(
関	川	卓	史	(
近	藤	敦	哉	(
益	子	浩	志	(
田	卷	忠	男	(
石	井	建	吉	(
木	幡		匠	(
佐	藤	寿	延	(
高	畑	栄	治	(
藤	田		正	(

石	川	喜	則
福	島	信	之
井	上	和	昌
大	坪	昌	彦
井	上	和	幸
栗	原		寛
竹	中	優	香
渡	邊	加	奈
内	田	剛	二
辻		勝	浩
遠	山	和	広
星	尾	日	明
大	須	栄	一
関	島	卓	也
青	山	貞	雄
柳	澤		亘
齊	田	勇	志
大	谷	俊	之
金	森	正	博

略語は従前の例による。

号証	標目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙60 の1	告示平面図（鬼怒川下流平面図（鎌庭）其十） （建設省）	写し 昭和 41.12.28	本件指定の範囲 ※乙第6号証の2を鮮明にしたものを新たに提出する。
乙60 の2	告示平面図（鬼怒川下流平面図（鎌庭）其十一） （建設省）	写し 昭和 41.12.28	本件指定の範囲 ※乙第6号証の3を鮮明にしたものを新たに提出する。
乙61	河川法の一部を改正する法律等の運用について （建設省河川局水政課長ほか）	写し 平成 10.1.23	本件基本方針は長期的な基本方針及び河川の整備の基本となる事項を定めるものであること。
乙62	河川法の一部を改正する法律の施行について （建設事務次官）	写し 平成 10.1.23	本件整備計画は河川整備の計画的な実施の基本となるべきものであること。
乙63	政策評価に関する基本方針 （内閣）	写し 平成 17.12.16 （平成 29.7.28変更）	事業再評価は河川の改修に係る計画とは性質を異にするものであること。